

平成 21 年 2 月 17 日 開会
平成 21 年 2 月 17 日 閉会
(定例会)

平成 21 年第 1 回
島根県後期高齢者医療広域連合議会会議録

島根県後期高齢者医療広域連合議会

島根県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成21年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年1月15日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松 浦 正 敬

- 1 期 日 平成21年2月17日
- 2 場 所 市町村振興センター6階 大会議室

○開会日に応召した議員

安 永 友 行	宇 津 徹 男
石 原 安 明	竹 腰 創 一
近 藤 宏 樹	千 原 祥 道
勝 部 勝 明	沖 野 健
松 田 和 久	立 脇 通 也

○応召しなかった議員（なし）

平成 21 年第 1 回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 21 年 2 月 17 日 (火曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 21 年 2 月 17 日 午後 2 時 45 分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 号 島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 2 号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 20 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 20 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 21 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 21 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 11 同意第 1 号 島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 号 島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 2 号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 20 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 20 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 21 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 21 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別

今回ご当選になりました近藤宏樹議員、沖野健議員、松田和久議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において近藤宏樹議員を議席番号5番に、沖野健議員を議席番号8番に、松田和久議員を議席番号9番に指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（立脇 通也） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において2番宇津徹男議員及び8番沖野健議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（立脇 通也） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 御異議なしと認め、よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号

○議長（立脇 通也） 日程第4、議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬）

議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正につきましては、統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、条例の適用を除外する個人情報のうち、統計法及び統計調整法を引用する部分について所要の改正をするものであります。

この改正する条例につきましては、平成21年4月1日から施行いたします。

以上概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也） これより質疑に入ります。

議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号

○議長（立脇 通也） 日程第5、議案第2号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬）

議案第2号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例につきましては、平成19年度に国から交付された特例交付金を財源に、既に設置しております特例基金に、平成20年度に交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立て、活用するための改正であります。

平成19年度交付金による基金は、被扶養者であった被保険者に対する保険料の軽減及び激変緩和措置に関する広報啓発活動に充てるためのものであります。

今回の平成20年度交付金による基金は、これに加えて平成20年度及び平成21年度に広域連合と市町村において行います一つは、制度に関する説明会や広報・周知にかかる財源、二つ目はきめ細やかな相談体制の整備にかかる財源、そして三つ目は、最も大きなものとしたしましては、低所得者に対する平成21年度保険料の追加軽減措置の財源とするものであります。

また、今回の改正によりこの条例の効力を1年延長し、平成23年3月31日限りとするものでございます。

以上概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也） これより質疑に入ります。

議案第2号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第2号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也） 挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号

○議長（立脇 通也） 日程第6、議案第3号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬）

議案第3号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、平成21年度において、低所得者及び被扶養者であった被保険者の保険料の軽減を行うことについて改正するものであります。

まず、低所得者に対する軽減につきましては、所得割と被保険者均等割をそれぞれ軽減いたします。所得割の軽減は、基礎控除後の総所得金額が、58万円以下の方を対象に、所得割額を2分の1に軽減する措置を、平成20年度に引き続き行うものであります。また、被保険者均等割の軽減は、7割軽減該当者のうち、世帯内の全被保険者が年金収入80万円以下で他の所得がない方について、更に2割の軽減を上乗せし、9割軽減とするものであります。これにより、通常の被保険者均等割の年額39,670円が、従来の7割軽減では年額11,900円となるところで、9割軽減では年額3,960円となるわけでございます。この結果、所得の低い方に対する被保険者均等割の軽減は、従来の2割、5割、7割の三段階が、2割、5割、7割、9割の四段階となります。

また、後期高齢者医療制度に加入される前に被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減につきましては、平成21年度の被保険者均等割を9割軽減するものでございます。

この改正する条例につきましては、平成21年4月1日から施行いたします。

今回の軽減につきましては、賦課する広域連合の条例は改正となりますが、徴収する市町村における条例改正はございません。

以上概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也） これより質疑に入ります。

議案第3号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第3号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第3号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也） 挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 から 日程第8 議案第5号

○議長（立脇 通也） 日程第7、議案第4号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）から日程第8、議案第5号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）まで、議案2件を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬）

議案第4号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。今回の補正予算は、前回の11月補正後の予算額4億4,887万2,000円に4,604万3,000円を追加して、歳入・歳出それぞれ4億9,491万5,000円とするものであります。歳出の主な内容といたしましては、電算システム管理経費として、4,133万3,000円を計上するものであります。これは平成21年1月以降の制度改正対応のためのシステム改修経費及びサーバ追加経費並びに国の電算標準システム改修に伴う国保中央会への負担金であります。

また、後期高齢者医療事業特別会計への所要の事務費繰入金として、460万6,000円を追加で計上するものであります。これらの経費を賄う歳入といたしましては、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金として、3,792万5,000円を計上するものでございます。これは、国の電算処理システム改修等に伴う補助金を、いったん特別会計で収入し、所要の額を特別会計から一般会計へ繰入れるものであります。また、平成19年度からの繰越金として811万8,000円を計上するものであります。以上、一般会計補正予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして議案第5号、平成20年度島根県後期高齢医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号につきまして、御説明申し上げます。今回の補正予算は、前回の11月補正後の予算額849億1,104万7,000円に、7億9,816万1,000円を追加し、歳入・歳出それぞれ857億920万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般管理費として、4,599万9,000円を増額するものであります。この主な内訳といたしましては、国保連合会で、このたび歯科レセプト電算処理システムが新規に導入されることに伴い、当広域連合として行う応分の経費負担金が、1,941万5,000円。また、先ほど一般会計の補正予算概要で御説明申し上げました電算処理システム改修等に伴う国庫補助金の一般会計への新規の繰出しが、3,792万5,000円。医療費通知業務を中止したことによる郵送料の減が、844万9,000円などであります。

次に保険給付費として、6,880万円を減額するものであります。これは、療養給付費及び高額療養費のそれぞれの決算見込に基づき、全体の給付費を減額するものであります。

また、基金積立金として、7億1,050万6,000円を計上するものであります。この内訳といたしましては、国の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金等を財源に積立てを行う、臨時特例基金の積立が6億9,594万6,000円、一時借入金利子支払基金の積立が1,456万円であります。

これらの経費を賄う歳入といたしましては、保険料負担金として6,037万4,000円を増額するものであります。この主な理由といたしましては、被扶養者であった被保険者に係る保険料軽減対象者が、当初見込よりも少なかったために、入ってくる保険料が増えたものであります。

次に、国庫支出金として、8億8,478万4,000円を増額するものであります。この主な内訳といたしましては、平成21年度被扶養者であった被保険者及び、低所得者の保険料軽減補てん分や、広報経費、電算システム改修経費等を柱とした、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が6億9,574万8,000円。普通調整交付金が、1億909万4,000円であります。

また、繰入金として、8,993万5,000円を減額するものであります。この内訳といたしましては、一般会計からの事務費繰入金460万6,000円の増、臨時特例基金繰入金が9,454万1,000円の減であります。

この減額の理由でございますが、被扶養者であった被保険者に係る保険料軽減対象者が、当初見込よりも少なかったために入ってくる保険料が増え、平成19年度末に国からの交付金を受けて積立てた基金から、取り崩す額が減少したことによるものであります。

そのほかに、諸収入として、5,423万9,000円を減額するものであります。その内訳といたしましては、決算見込に基づく第三者納付金の6,879万9,000円の減、特別会計の歳計現金を預託し発生した預金利子の1,456万円の増によるものであります。第三者納付金を減額する理由といたしましては、平成20年度当初の歳入予算計上額を、市町村での平

成18年度実績に基づいて見積っておりますため、予算と決算見込とが乖離したことによるものであります。

以上、特別会計補正予算の概要説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也） これより質疑に入ります。

議案第4号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）から議案第5号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）まで、議案2件に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第4号から議案第5号まで、議案2件に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第4号から議案第5号まで、議案2件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第4号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也） 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也） 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 から 日程第10 議案第7号

○議長（立脇 通也） 日程第9、議案第6号、平成21年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算から日程第10、議案第7号、平成21年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算まで、議案2件を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬）

議案第6号、平成21年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして御説明申し上げます。平成21年度広域連合の一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入・歳出それぞれ4億7,216万4,000円を計上いたしております。昨年度当初予算との比較につきましては、金額で2,786万4,000円、率にいたしまして6.3パーセントの増となっており、この主な理由といたしましては、電算処理システムに係る管理運営経費の増によるものであります。

歳出につきましては、議会費で、35万6,000円、総務費で1億5,967万2,000円、民生費で、3億1,113万6,000円を計上するものであります。

この主な内容といたしましては、総務費で、市町村派遣職員人件費負担金として1億4,470万円、事務所等使用料及び機器等賃借料として683万6,000円、財務会計システム等保守及び例規策定委託料として158万6,000円を計上するものであります。

民生費では、広域連合電算処理システム管理運営経費として1億7,872万5,000円、また後期高齢者医療事業特別会計への事務費繰出金として、1億3,241万1,000円を計上するものであります。

これらの経費を賄う歳入といたしましては、県内21市町村からの事務費負担金であり、4億6,950万円を計上するものであります。

また、特別会計からの繰入金として、263万9,000円を計上いたしております。これは、国の電算処理システム改修等に伴う補助金相当額を、平成20年度末に積立てた臨時特例基金から取り崩し、所要の額を特別会計から一般会計へ繰入れるものであります。以上、一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、平成21年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成21年度広域連合の後期高齢者医療事業特別会計予算の総額は、歳入・歳出それぞれ、966億7,228万9,000円を計上いたしております。

昨年度当初予算との比較でございますが、金額で、118億20万4,000円、率にして13.9パーセントの増となっております。この主な理由といたしましては、医療給付の対象月が前年度と比較して、1ヶ月増えまして12ヶ月になったために、保険給付費も連動して1ヶ月分増えたことによるものであります。

歳出につきましては、総務費で、1億3,375万2,000円、保険給付費で、959億1,809万3,000円、県財政安定化基金拠出金で、8,058万6,000円、保健事業費そのほかで、5億3,985万8,000円を計上するものであります。この主な内容といたしましては、総務費では、レセプト管理・点検等業務経費、各種通知・医療証等事務費及び医療費適正化事業費などで1億1,232万2,000円、電算処理システム改修等のために臨時特例基金から取り崩し、財源として充てる一般会計繰出金として263万9,000円、賦課徴収事務費として1,879万1,000円を計上するものであります。

保険給付費では、療養諸費として925億613万9,000円、高額療養諸費として32億

3,123万4,000円、また、葬祭費として1億8,072万円を計上するものであります。

県財政安定化基金拠出金では、保険料の未納および突発的な保険給付費増への対策としての財源を確保するため、島根県設置の当基金への応分の拠出金8,058万6,000円を計上いたすものであります。

また、保健事業では、県内21市町村へ業務委託を予定しております健康診査事業費として5億211万8,000円、健康相談及び健康教育事業の経費として289万5,000円、さらに、健康保持増進のための保健指導及び検査を行う高齢者健康増進モデル事業経費として720万円を、それぞれ計上するものであります。特に高齢者健康増進モデル事業では、島根県らしい健康づくりの基礎となる事業を、行って参りたいと思います。

これらの経費を賄う歳入といたしましては、市町村支出金は、定率の給付費負担金及び保険料負担金として、153億6,509万4,000円を計上するものであります。

国庫支出金は、定率の給付費負担金や、全国の都道府県広域連合間での所得格差を是正するための調整交付金などとして、326億4,404万6,000円を計上するものであります。県支出金は、定率負担金として78億7,034万5,000円、支払基金交付金は、398億9,308万2,000円を計上するものであります。

また、繰入金は、8億1,112万4,000円を計上するものであります。この内訳といたしましては、被扶養者であった被保険者及び低所得者の保険料軽減補てん分及び制度周知のための広報経費などの財源としての臨時特例基金繰入金が6億7,213万7,000円、一時借入金利子支払基金繰入金が657万6,000円、一般会計からの事務費繰入金が1億3,241万1,000円であります。加えて、諸収入として7千957万2,000円を計上するものであります。

以上、特別会計予算の概要説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也） これより質疑に入ります。

議案第6号、平成21年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算から議案第7号、平成21年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算まで、議案2件に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第6号から議案7号まで、議案2件に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第6号から議案第7号まで、議案2件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第6号、平成21年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（立脇 通也） 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成21年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（立脇 通也） 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 同意第1号

○議長（立脇 通也） 日程第11、同意第1号、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番勝部勝明議員の除斥を求めます。

[7番 勝部勝明議員退場]

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬）

同意第1号について御説明申し上げます。本件につきましては、島根県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めるものであります。選任に当たりましては、諸般の事情を十分考慮いたしました結果、勝部勝明氏を適任者と認め、選任をいたしたいと存じますので、よろしく御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也） お諮りいたします。

ただいま議題となっております、同意第1号、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立脇 通也） 御異議なしと認めます。よって、同意第1号は、これに同意することに決しました。

7番勝部勝明議員の除斥を解除いたします。

[7番 勝部勝明議員入場]

日程追加 陳情第1号 から 陳情第5号

○議長（立脇 通也）

次に、お手元に配布のとおり島根県社会保障推進協議会から、陳情第1号、貴連合議会議員の定数増を求める陳情、陳情第2号、保険料と一部負担金に係る貴連合独自の減免制度の財源

を県と市町村の共同事業（公費）で措置するよう求める陳情、陳情第3号、後期高齢者に「資格証明書」を発行しないよう求める陳情、陳情第4号、高額医療・介護合算療養費を自動償還とするよう求める陳情、及び陳情第5号、健康診査を被保険者全員に実施しその財源を県と市町村の共同事業（公費）で措置するよう求める陳情の5件を受理しております。

○議長（立脇 通也） お諮りいたします。陳情第1号から陳情第5号まで日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 御異議なしと認めます。よって、陳情第1号から陳情第5号までを日程に追加し、一括議題といたします。

陳情の内容につきましては、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情に対する広域連合事務局の説明を求めます。

上村事務局長。

○事務局長（上村 敏博）

提出されております陳情5件につきまして、その陳情事項、及び趣旨、及び現在の広域連合の状況について御説明させていただきます。

陳情第1号、貴連合議会議員の定数増を求める陳情。

陳情事項、広域連合を構成するすべての市町村から広域連合議会議員が選出されるよう議員の定数を増やして下さい。

趣旨、現在、貴連合議会議員は市長枠から3人、町村長枠から3人、市の議員から2人、町村の議員から2人、合計10人となっているが、制度運営に関する住民の声を議会に反映させるには、少なくとも各市町村から1名の議員が選出されることが必要であるという趣旨でございます。

状況でございます。広域連合議会の議員定数を10人とした経過は、広域連合の処理する事務は、後期高齢者医療という限定された分野における全国一律の制度で、保険料条例なども国の政令等による部分が多く、地域事情を考慮する余地が極めて少ない全県統一的なものであることから、簡素な議会構成・規模であっても議会としての役割を果たすことは可能であり、構成団体の21市町村の約半分の10人という規模が適当と判断されたものです。

また、住民の皆さんの声については、直接住民と話しをしております市町村の職員と定期的に課長会及び担当者会を通じて伺っており、意見を制度運営に活かすよう取り組んでいます。

議員の増員につきましては、広域連合長及び広域連合議会議長に対し、平成19年に両議長会から要望を頂いております。

この要望の主旨は、議員定数10名のうち、首長議員より市議会及び町村議会選出議員が少ないことから更に参画が必要という要望でございます。

広域連合では、この要望に対し今年度に議員定数の検討に入る予定にしておりましたが、諸々の混乱及び予定されている総選挙も遅れ、その結果次第では、これからの後期高齢者医療が大きく変わることも予想されることから、現段階は議員定数の見直しを論議する時期ではないという考えから、いまだ議員定数の検討は行っておりません。

陳情第2号でございます。保険料と一部負担金に係る連合独自の減免制度の財源を県と市町村の共同事業で措置するよう求める陳情でございます。

陳情事項といたしましては、保険料と一部負担金に係る貴連合独自の減免制度の財源は保険料とするのではなく、県と市町村の共同事業として措置してほしいというものでございます。

その趣旨といたしましては、現在、保険料と一部負担金に係る貴連合独自の減免制度の財源は、被保険者全体の保険料で賄うとされている。そうなると減免制度の利用者が増えれば、それだけ全体の保険料が引き上げられることになり、保険料滞納者の増加につながることも考えられるというものでございます。

現在の状況といたしましては、保険料及び一部負担金の減免の財源は、保険料の減免については、被保険者全体の保険料で賄うことになっております。一方、一部負担金の減免では、一部負担金を減じたことによって増えた給付費を、所定の負担ルール、保険料1割、公費5割、現役世代からの支援4割で賄うことになります。

大規模な災害等により、減免額が著しく大きくなった場合には、国の特別調整交付金によって、一定額を手当てされることになっております。

島根県広域連合における、現在の状況につきましては、保険料の減免については4件。いずれも「収入減少」によるもの。一部負担金の減免については、ありません。

陳情第3号でございます。後期高齢者に資格証明書を発行しないよう求める陳情でございます。

陳情事項といたしましては、後期高齢者に資格証明書を発行しないでほしいというものでございます。

その趣旨といたしまして、この制度で特に懸念されるのは、保険料滞納に関わる問題である。この制度の根拠法である高齢者の医療の確保に関する法律では、保険料を1年以上滞納した被保険者には保険証を返還させ、資格証明書を発行することや医療給付の一時差し止めが定められています。

保険料の滞納は普通徴収の被保険者から生じてくる。島根県では、今年度の普通徴収の第一期の納付期限が松江市は昨年8月末、その他の市町村は昨年7月末なので、今年7月から8月末にかけ、1年以上の保険料滞納者が生まれて来ることになる。

島根県では約12万人の被保険者のうち約3万人が普通徴収の方々です。その多くは年金収入が年間18万円未満の低所得者であり、1年以上の保険料滞納は現実的な問題である。というものでございます。

状況といたしまして、被保険者資格証明書につきましては、特別な事情がなく、納期限から1年を経過しても、保険料を納付されない方に対して、被保険者証に換えて交付することになっております。

被保険者資格証明書による受診は、保険診療の扱いにはなりますが、一旦10割をご負担いただき、申請により、9割部分を特別療養費として支給するというものでございます。

この資格証明書の発行は、単に機械的に行うものではなく、事前に、それぞれの方の状況を十分に把握する必要があります。

まず、特別な事情のない1年以上の滞納を防ぐことが重要であり、現在、保険料の収納事務を担当していただいている市町村において、納期限を過ぎても納付がない方に対し、電話や訪問を行い、また、夜間や休日の納付相談を行うなど、1年以上の滞納防止に向けて努力をいただいております。

陳情第4号でございます。高額医療・介護合算療養費を自動償還とするよう求める陳情でございます。

陳情事項といたしまして、高額医療・介護合算療養費を自動償還として下さいというものでございます。

その趣旨といたしまして、高額医療・介護合算療養費は、8月から翌年7月までの1年間に支払った医療と介護の自己負担額が算定基準額を超えた場合、その超過部分が償還される制度です。償還は今年の8月以降に始まるが、領収書を揃えた上で市町村の窓口で自ら申請書を記入して償還を受けるという手続は、高齢者にとってあまりに煩雑で、これを円滑に実施するには自動償還とすることが不可欠であるというものでございます。

現在の状況でございますが、高額医療・介護合算療養費は、8月から翌年の7月までの1年間の自己負担の合算額が算定基準額を超えた場合に対象となりますが、初年度は、平成20年4月から平成21年7月までの16ヶ月間について、算定基準額を通常の12分の16倍の額として算定いたします。

よって、平成21年8月以降に実際の事務が発生してくるものですが、現在のところ、国から正式な事務取扱い通知は出ておりません。まだ、申請から支給までの事務の具体的な流れが、はっきりとしていない状況です。また、電算システムにつきましても、提供される機能や改修の時期が示されておりません。

なお、この合算制度では、介護保険者と複数の医療保険者の連携が必要でありますので、現在県に対し、調整をお願いをしているところでございます。

陳情第5号でございます。健康診査を被保険者全員に実施しその財源を県と市町村の共同事業で措置するよう求める陳情でございます。

陳情事項といたしまして、被保険者全員に健診を実施して下さい。また、健診など保健事業の財源に保険料を充当するのではなく、現行の国庫補助金で不足する部分は、県と市町村の共同事業として措置して下さいというものです。

その趣旨といたしまして、現在、健康診査に係る財源は、保険料と国庫補助で賄われている。そうすると健診を受ける人が増えれば、それだけ全体の保険料が引き上げられることになり、保険料滞納者の増加につながることも考えられる。

また、高齢者の場合は特に早期発見・早期治療が大切であり、そのために被保険者全員に健診を実施することが求められるというものでございます。

広域連合の現在の状況といたしまして、現在実施している健康診査の目的は、生活習慣病の早期発見にあり、健診項目も生活習慣病を見つけるためのものになっています。

75歳以上の方には、生活習慣病ですでに受診中の方が多数おられ、生活習慣病で受診中の方の中には、健診の項目と同様の検査を、治療の一環として受けておられる方もいらっしゃる事が想

定されます。

また、従来の老人保健法による基本健康診査が、市町村の事業であったのに対し、高齢者の医療の確保に関する法律による健康診査は、医療保険者が、医療保険制度における保健事業として行うものとされています。

医療保険制度は、保険料をその財源として運営することが基本になっており、健康診査についても保険料に財源を求めざるをえないものです。

75歳未満の方を対象とした特定健康診査が、保険者の義務とされているのに対し、75歳以上の後期高齢者の健康診査は、努力義務規定となっております。そのため、後期高齢者に対する健康診査は、当初、全額保険料で賄うものとされていましたが、その後、基準額の3分の1の国庫補助が行われることとなったものです。

島根県広域連合では、健康診査を、被保険者の住所地の市町村に委託して実施していますが、現在、市町村には、健診データの管理等に係る事務費をそれぞれ負担していただいています。

来年度の健康診査も、健診項目と同じ内容の検査を、通常の治療の中で受けておられない方を対象に、市町村に委託して実施する予定としております。

以上陳情第1号から陳情第5号まで御説明をいたしました。

○議長（立脇 通也） これより質疑に入ります。

陳情第1号から陳情第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 質疑なしと認めます。これをもって、陳情第1号から陳情第5号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。陳情第1号から陳情第5号について討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也） 3番石原議員。

○議員（3番 石原 安明）

陳情第1号から第5号に対して、反対の立場で討論を行います。

まず、陳情第1号、貴連合議会議員の定数増を求める陳情に対してですが、広域連合議員の定数につきましては、平成19年2月1日の設立にあたり、各市町村の担当課長で構成する部会及び幹事会を経て、市町村長で構成される準備委員会で論議をされ、議員の構成や定数を定める広域連合規約を各市町村議会で審議のうえ、各議会の議決により決定したものであります。

広域連合議会の議員定数を10人といたした理由も、先程広域連合事務局から説明のありました、広域連合医療という限定された分野における全国一律の制度を処理するもので、簡素な議会構成・規模であっても、議会としての役割を果たすことは可能という判断で決まったものであります。

市議会議長会及び町村議長会で議員定数を増やすことの要望は、市町村長選出議員より議会選出議員が1名ずつ少ないことから首長議員とのバランスを考慮し、増員を要望したものであ

り、今回の陳情の主旨である「各市町村から1名の議員を選出する」ことは、簡素な議会規模で行うことに矛盾するものであり、現在の倍以上の議員を選出することは適当でないと考えられます。

よって、この陳情第1号につきましては、不採択とすることが適当と考えます。

続いて、陳情第2号、保険料と一部負担金に係る貴連合独自の減免制度の財源を県と市町村の共同事業（公費）で措置するよう求める陳情に対してですが、後期高齢者医療制度の創設にあたっては、将来にわたって、国民皆保険制度を維持し、すべての国民が、安心して医療給付を受けることができるように、費用負担のルールが決められています。

その中で、医療費全体に対する被保険者の負担は、医療費の一部負担金として1割、9割に当たる給付費部分の費用負担は、被保険者の保険料が1割、公費は5割、現役世代からの支援が4割となっています。

本来、被保険者が負担することになっている一部負担金や保険料を減免するための財源を、さらに、県や市町村の公費に求めることは、医療保険制度を将来にわたって安定に持続するために決められた、この負担ルールを崩すことになり、適当でないと考えられます。

よって、この陳情第2号につきましては、不採択とすることが適当と考えます。

続いて、陳情第3号、後期高齢者に資格証明書を発行しないように求める陳情に対してですが、後期高齢者医療制度は、すべての被保険者に、それぞれの方の所得に応じて、公平に保険料を負担していただくことを前提として、制度が成り立っております。

滞納が是とするのではなく、保険料を納めていただく努力が必要であると考えます。

法律では、納期限から1年を経過しても保険料を納付されない場合には、特別な事情がある場合を除き、被保険者証を返還していただき、被保険者資格証明書を交付するものと規定されております。

この資格証明書の交付は、一律に機械的に行うものではなく、あくまでも、それぞれの方について、特別の事情の有無を、十分に考慮して行うべきものです。

負担能力があるにもかかわらず、長期にわたって滞納している方に対しても、資格証明書の交付を行わないものとするならば、保険料をきちんと納付しても、滞納しても、同様に医療給付を受けられるようなことになり、被保険者間の公平性を著しく欠くことになり、適当でないと考えられます。

よって、この陳情第3号につきましては、不採択とすることが適当と思います。

続いて、陳情第4号、高額医療・介護合算療養費を自動償還とするよう求める陳情に対してですが、高額医療・介護合算制度については、国が事務手続きの詳細を示すことになっているものの、いまだに、その事務取扱いが通知されていないと聞いております。

また、広域連合の電算処理システムにおいても、どういった機能が提供されるのか、全く不明の状況にあるとのことであります。

したがって、高額医療・介護合算療養費の取扱いについて、現時点で論議することは時期尚早であり、適当でないと考えられます。

よって、この陳情第4号については、不採択とすることが適当と考えます。

続いて、陳情第5号、健康診査を被保険者全員に実施し、その財源を県と市町村の共同事業で措置するよう求める陳情に対してですが、現在の健康診査は、生活習慣病の早期発見を目的としたものであり、健診項目も、生活習慣病を発見するためのものとなっています。

75歳以上の方にも、すでに、生活習慣病で治療を受けておられる方が多数おられます。すでに治療中の方で、治療の一環として、健康診査の項目と同様の検査を受けてられておられる方については、重ねて健康診査を受けていただく必要性は薄いと考えられます。

また、島根県の広域連合においては、それぞれの被保険者の方の住所地の市町村に委託して、健康診査を実施しており、健康データの管理その他の事務費については、市町村は、すでに応分の負担をしているものであります。

以上のことから、健康診査を被保険者全員に実施すること、また、その財源を県と市町村の共同事業において措置することは、適当でないと考えます。

よって、この陳情第5号につきましては、不採択とすることが適当と考えます。

以上、陳情第1号から第5号の反対討論といたします。

御賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（立脇 通也） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（立脇 通也） ほかにないようでありますので、これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

陳情第1号、貴連合議会議員の定数増を求める陳情を採決いたします。

本件を採択することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手者なし〕

○議長（立脇 通也） 挙手なしであります。よって陳情第1号は、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第2号、保険料と一部負担金に係る貴連合独自の減免制度の財源を県と市町村の共同事業（公費）で措置するよう求める陳情を採決いたします。

本件を採択することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手者なし〕

○議長（立脇 通也） 挙手なしであります。よって陳情第2号は、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第3号、後期高齢者に「資格証明書」を発行しないよう求める陳情を採決いたします。

本件を採択することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手者なし〕

○議長（立脇 通也） 挙手なしであります。よって陳情第3号は、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第4号、高額医療・介護合算療養費を自動償還とするよう求める陳情を採決いたします。

本件を採択することに、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手者なし]

○議長（立脇 通也） 挙手なしであります。よって陳情第4号は、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第5号、健康診査を被保険者全員に実施しその財源を県と市町村の共同事業（公費）で措置するよう求める陳情を採決いたします。

本件を採択することに、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手者なし]

○議長（立脇 通也） 挙手なしであります。よって陳情第5号は、不採択とすることに決しました。

○議長（立脇 通也） これにて、平成21年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議員署名

議員署名